

改 正 後	改 正 前								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 170)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 165)								
<p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">証 明 書 第 号</p> <p>住所又は居所 _____</p> <p>氏名(名称) _____</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から 年 月 日までの間に上記の者に支払う映画又は演劇の俳優その他の芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金については、その支払者は所得税法第204条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p>平成 年 月 日 稅務署長 印</p> </div>	<p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">証 明 書 第 号</p> <p>住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 _____</p> <p>氏名又は名称 _____</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第301条又は第323条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から 年 月 日までの間に上記の者に支払う映画又は演劇の俳優その他の芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金については、その支払者は所得税法第204条第1項又は第212条第3項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p>平成 年 月 日 稅務署長 印</p> </div>								
<p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 この証明書は、映画、演劇の俳優、映画監督、舞台監督、演出家、放送演技者、音楽指揮者、樂士、舞踊家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師の役務の提供に関する報酬又は料金の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。      2 この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく届け出してください。なお、届出の際にはこの証明書を必ず添付してください。      (1) 所得税法施行令第323条に規定する要件に該当しなくなったとき      (2) 氏名(名称)又は住所若しくは居所を変更したとき      3 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第301条又は第323条に規定する要件に該当しないこととなった旨の通知を受けたときは、この証明書を必ず返還してください。      4 この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね1か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">前回交付年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;">証明書番号</td> <td style="width: 25%;">~</td> </tr> </table> </div>	前回交付年月日	年 月 日	証明書番号	~	<p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 この証明書は、映画、演劇の俳優、映画監督、舞台監督、演出家、放送演技者、音楽指揮者、樂士、舞踊家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師の役務の提供に関する報酬又は料金の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。      2 この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく届け出してください。なお、届出の際にはこの証明書を必ず添付してください。      (1) 所得税法施行令第301条又は第323条に規定する要件に該当しなくなったとき      (2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき      3 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第301条又は第323条に規定する要件に該当しないこととなった旨の通知を受けたときは、この証明書を必ず返還してください。      4 この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね1か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">前回交付年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;">証明書番号</td> <td style="width: 25%;">~</td> </tr> </table> </div>	前回交付年月日	年 月 日	証明書番号	~
前回交付年月日	年 月 日	証明書番号	~						
前回交付年月日	年 月 日	証明書番号	~						